

大分県報

令和六年
第五〇九号
五月十七日

（金曜日）

目次

告示

保安林の指定（二件）……………一
指定予定保安林……………一
解除予定保安林……………二
県営住宅の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務の委託……………二

告示

大分県告示第二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和六年五月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林の所在場所

宇佐市内町月俣字景平一六二六番、一六三〇番、一六三二番、一六三四番、一六三七番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）次の森林については、主伐は択伐による。

字景平一六二六番・一六三〇番・一六三二番・一六三四番（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

（二）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

令和六年五月十七日

大分県告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和六年五月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林の所在場所

宇佐市内町小稲字岩本二二〇番二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年五月十七日

大分県報（告示）

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

一(一) 保安林予定森林の所在場所

大分市大字志生木字阿僧多一二〇六番五四・大字一尺屋字前田一八三九番一二二・一八三九番一二七(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、一八三九番一二八、一八三九番一二九、一八三九番一三二、一八三九番一三三

(一) 指定の目的

水源の涵養

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに大分市役所に備え置いて縦覧に供する。)

二(一) 保安林予定森林の所在場所

臼杵市大字志生字椿ヶ尾五一五〇番一三(次の図に示す部分に限る。)、五一五〇番一四、五一五〇番一七

(二) 指定の目的

水源の涵養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。
令和六年五月十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

一 解除予定保安林の所在場所

豊後大野市緒方町上畑字中野九八七番二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百七十七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり県営住宅の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務を委託した。
令和六年五月十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

一 受託者の住所及び名称

大分市城崎町二丁目三番三十二号

大分県住宅供給公社

理事長 渡 辺 文 雄

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで